

J-FILE フィリピン - 関税制度詳細

**「石油および石油製品の輸入ならびにその後のフリーポート区域および経済区域を通じた移送、輸送または引き出しに関する税務上の取り扱い」
(2022年5月26日、歳入細則2022年第4号)**

フィリピン内国歳入庁（BIR）は、石油製品に対する適切な関税及び税金の徴収を確保し、自由貿易地域及び経済特区に搬入・輸入される石油製品ならびにその後の当該地域からの移送、輸送又は引出しの移動及び保管を管理・監視するための厳格な措置を講じるため、歳入細則（RR）2022年第4号を公布した。関連する内容は下記のとおり。

- フリーポート区域及び経済区域に輸入される石油及び石油製品にかかる付加価値税（VAT）及び物品税は、当該物品を搬入した者又は輸入者が関税局（BOC）に納付するものとする。
- フィリピン国外へ輸出される石油及び石油製品、又は下記の対象者へ移転・引渡し・販売される石油及び石油製品について支払われた付加価値税（VAT）又は消費税については、BIR に対し税額控除又は還付請求を行うことができる。
 - 付加価値税（VAT）の場合：
 - (1)登録輸出企業に対し、その登録輸出プロジェクト／活動に直接かつ専ら使用された場合、又は(2)国際海運又は航空輸送事業に従事する事業体に対し、実際に当該事業に使用された場合、又は(3)フィリピンが署名国である特別法又は国際協定に基づき付加価値税（VAT）の法定免税対象となる事業体
 - 物品税の場合：
 - (1)フィリピン籍又は外国籍の国際運送事業者が、フィリピン国外での使用又は消費のために使用した場合、又は(2)租税条約、協定その他の国際協定により免税対象となる団体・機関が使用又は消費した場合、又は(3)法律により直接税又は間接税が免除される団体
- ゾーン登録企業が石油及び石油製品を税関管轄区域内に販売／搬入した場合（国際運航用燃料の販売を除く）、又は税制優遇を受けていない他のゾーン登録企業もしくは第三者に販売した場合、当該製品に対する税金の還付は認められない。
- フィリピン全土のタンク施設、貯蔵所、ターミナル（フリーポート区域及び経済区域

内に所在するものを含む) は、所有者、賃貸人、又は運営者が当該施設を管轄する適切な BIR 事務所に登録しなければならない。当該施設が石油・石油製品その他の物品税課税対象品の貯蔵に使用される場合、BIR から営業許可証が発行される。